

本来、保険診療においては保険診療対象の診療と保険診療対象外の診療が混在すること自体が想定されていません。選定療養費制度はこれの例外的な取り扱いです。

つまり選定療養費制度とは、特別なサービスや高度先進医療を受けた場合、その基礎的医療の部分は保険給付され、対象外の診療（特別なサービスや特別医療の部分の費用）は自費扱いとして徴収しても差し支えないという制度です。

1) 差額ベッド代(特別な療養環境の提供)

患者様が特別室を希望された場合には差額ベッド代を徴収して差支えないことになっております。病室の床面積が1人当たり6.4㎡以上等、特別室としての要件をすべて満たしていれば4人部屋までは差額ベッド代の対象ベッドとなります。

(当院では2人部屋及び4人部屋については差額ベッド代をいただいております)

※病状により個室入室を医師が指示した場合は料金を徴収いたしません。

※差額ベッド代は入室された時間に関らず1日(0時～24時)当りの料金となります。

※特別室は利用状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

	環境	差額ベッド代
特別室	トイレ・浴室・洗面台・テレビ・冷蔵庫 応接ソファ等	1日につき7,700円
個室A	トイレ・浴室・テレビ・冷蔵庫等	1日につき3,300円
個室B	テレビ・冷蔵庫等	1日につき2,200円

- 特別室 : 4階病棟 417号室
- 個室A : 4階病棟 415・416・423・425号室
- 個室B : 4階病棟 413号室

2) 180日超えの長期入院

入院医療の必要性は低いですが、主に患者様側の事情による長期入院の解消を図ることを目的とするものです。180日を越える長期入院については、その入院基本料の一部を患者様から徴収することができます。

これは病院ごとの入院日数ではなく、同じ疾病で転院を繰り返しながらずっと入院されている場合等は、過去に入院されていたすべての病院での入院日数を併せた日数となります。

当院では入院期間が180日を超えた日から1日につき、以下の額を自費徴収しております。

- ・地域一般入院料3 1,628円(税込)

ただし、人工呼吸器を装着している状態にある患者様等及び2階病棟・3階病棟・東4階病棟にご入院中の患者様はこの180日超えの長期入院の対象とはなりません。

※選定療養費は高額医療費制度及び医療費控除の対象とならないのでご了承ください。